

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

防災課

1 調査の趣旨等

我が国は、複数のプレートの境界に位置するため、世界でも有数の地震多発地帯です。また南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生が危惧されており、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、甚大な被害が発生することが予測されています。

過去の震災では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生したことからも、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる庁舎、消防本部・消防署、避難所となる文教施設や体育館などの公共施設等で、耐震化の重要性が再認識されています。

このことから消防庁では、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断、耐震改修等の進捗状況を把握するため、調査を実施しました。

2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のものうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）であり、調査基準日は令和6年4月1日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区 分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

3 調査結果

（1）令和6年4月1日時点耐震率：96.8%（図1）

令和6年4月1日時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で178,201棟（都道府県：22,320棟、市町村：155,881棟）あります。このうち172,428棟の耐震性が確保されており、耐震率は96.8%となります。前回調査が行われた令和4年10月1日時点（96.2%）と比較すると、0.6ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」とは、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

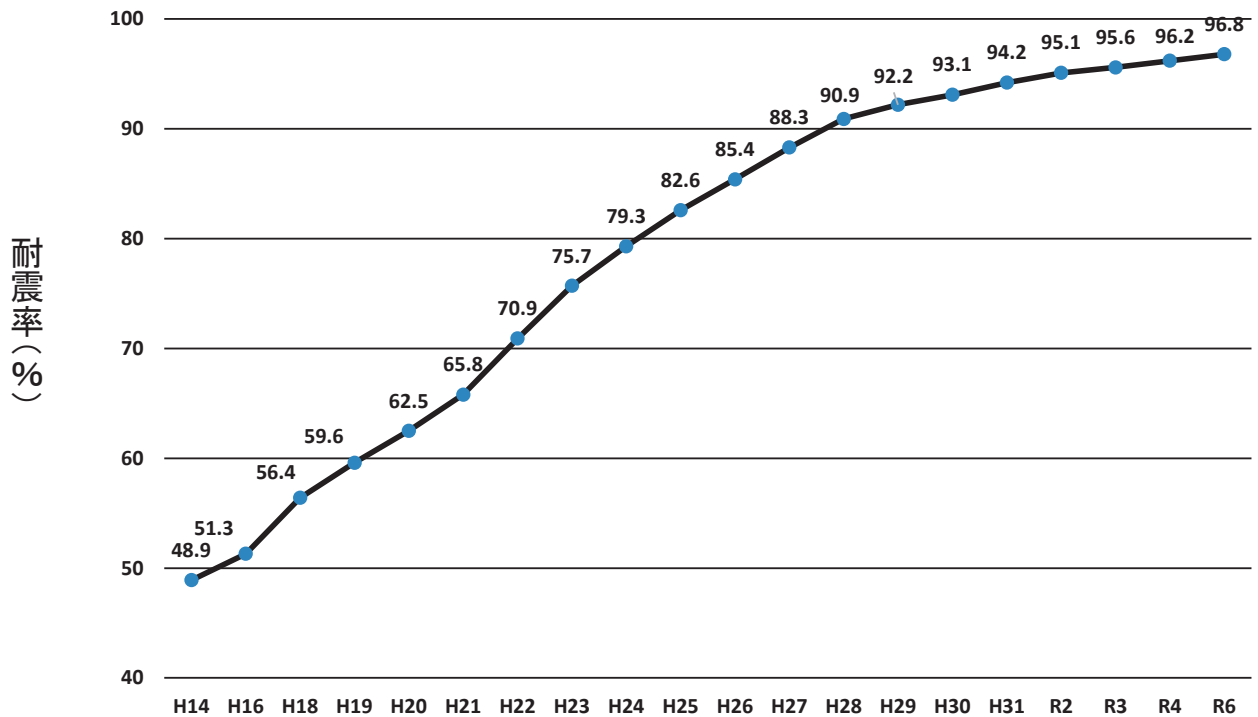
「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ①昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす建築物
- ②耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移

防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



※調査基準日は H14・16：4月1日、H18～H31：3月31日、R2～R4：10月1日、R6：4月1日

(2) 施設区分別の耐震率 (表2)

表2 施設別の耐震率 (都道府県＋市町村)

(令和6年4月1日現在)

施設名		全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断実施棟数					耐震診断 未実施棟数	耐震済棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
					耐震診断 実施棟数 Y	改修の必要 が無い棟数 C	耐震化済の 棟数 D	未改修の 棟数					
1	社会福祉施設	18,042	12,073	5,969	5,587	3,151	1,755	681	382	16,979	93.6%	94.1%	
2	文教施設	103,418	48,392	55,026	54,966	18,045	36,684	237	60	103,121	99.9%	99.7%	
3	庁舎	9,156	5,737	3,419	3,322	1,296	1,540	486	97	8,573	97.2%	93.6%	
4	県民会館・公民館等	16,502	11,621	4,881	4,397	1,893	1,489	1,015	484	15,003	90.1%	90.9%	
5	体育館	4,985	3,363	1,622	1,498	547	661	290	124	4,571	92.4%	91.7%	
6	診療施設	2,770	2,314	456	425	220	126	79	31	2,660	93.2%	96.0%	
7	警察本部・警察署等	5,858	4,363	1,495	1,056	286	516	254	439	5,165	70.6%	88.2%	
8	消防本部・消防署所	5,497	4,136	1,361	1,294	677	475	142	67	5,288	95.1%	96.2%	
9	その他（※）	11,973	8,667	3,306	2,965	1,484	917	564	341	11,068	89.7%	92.4%	
	合計	178,201	100,666	77,535	75,510	27,599	44,163	3,748	2,025	172,428	97.4%	96.8%	

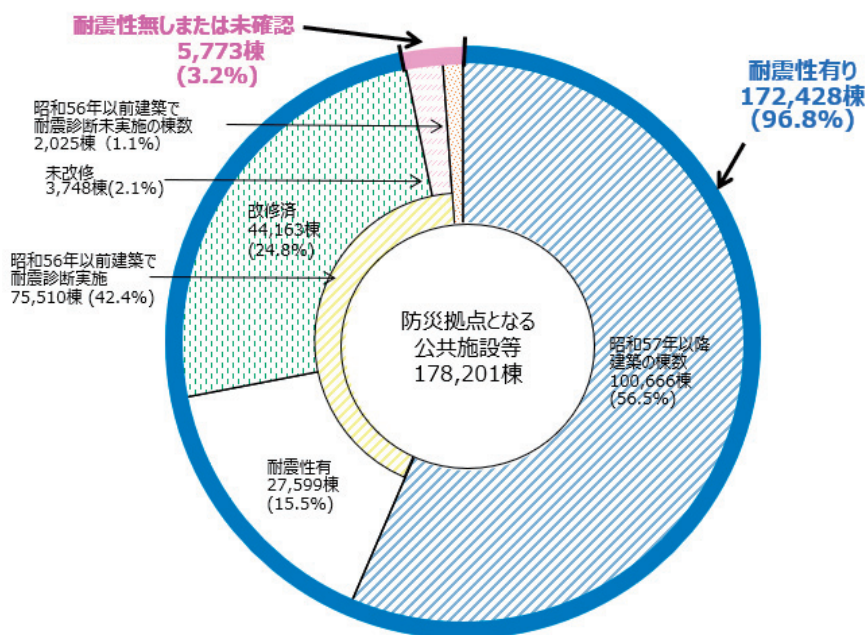
※その他：1～8以外の施設のうち、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

(3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている172,428棟の内訳は、次のとおりです。

- ①建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…100,666棟
- ②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…27,599棟
- ③耐震改修整備を実施した建築物…44,163棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



(4) 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況 (図3、図4)

災害対策本部設置庁舎の耐震率は都道府県で97.9%、市町村で92.0%となります。また、同庁舎又はその代替庁舎が耐震化されている場合でみると、都道府県は100%、市町村は99.9%となります。

図3 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【都道府県】

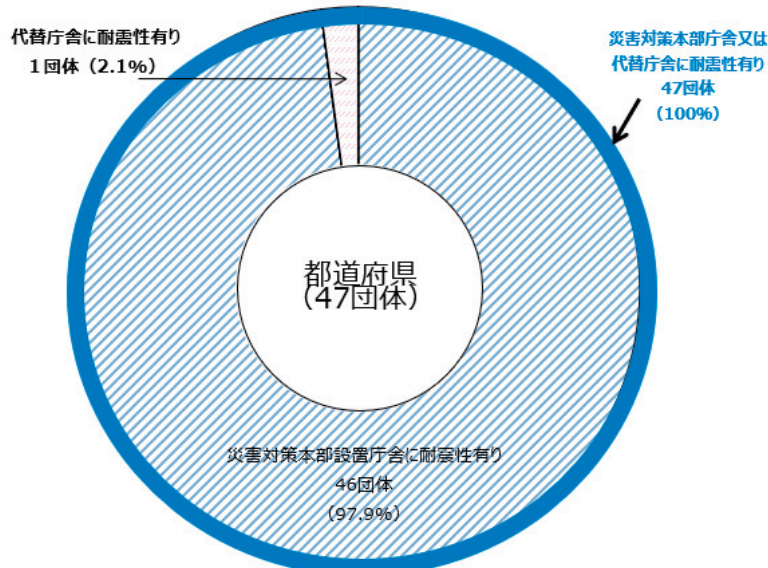
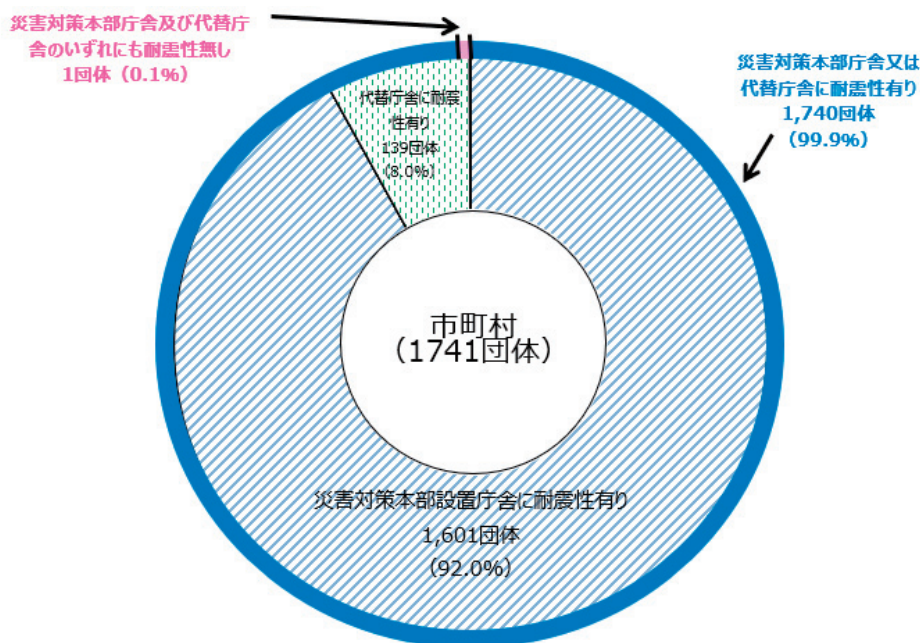


図4 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【市町村】



4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

以上の調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいますが、依然として耐震性が確保されていない施設も見られます。各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、災害対策の拠点となる地方公共団体の本庁舎や消防庁舎を増築・建替する際に、災害対策本部室や応援職員のための執務室の整備に要する経費を、緊急防災・減災事業債の対象としています。今後も、同事業債の活用などにより、地方公共団体の耐震化に向けた取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/250829_bousai_taisinka.pdf

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
 TEL: 03-5253-7525